



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 白 銅 株 式 会 社
代 表 者 の 取 締 役 社 長 角 田 浩 司
役 職 氏 名
(コード番号：7637 東証第一部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 谷 口 彰 洋
責 任 者
電 話 番 号 0 3 (6 2 1 2) 2 8 1 1

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第68回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び同株主総会に当該移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社は、企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。従来からコーポレート・ガバナンス体制の充実に努めてまいりましたが、今後、取締役会の監督機能を一層強化するとともに経営の意思決定をより迅速に行います。

(2) 移行の時期

平成29年6月29日開催予定の第68回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

①当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実に図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。

②その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものです。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成29年6月29日

定款変更の効力発生予定日 平成29年6月29日

3. その他

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

(別紙)
定款変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと<u>(以下「買増し」という。)</u>を請求することができる。</p> <p>第10条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第10条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u>は4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名および取締役社長 1 名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から、取締役会長 1 名および取締役社長 1 名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議に</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 31 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のも</p>	<p><u>よって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに署名押印または電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更定款案
<p><u>のに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに署名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 40 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが</u></p>	(削除)

現行定款	変更定款案
<p>できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 34 条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>1 当社は、第 68 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 第 68 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>